

機関番号：14401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730081

研究課題名（和文） 非法人団体の当事者能力と訴訟担当構成

研究課題名（英文） Capacity and Charge of nonlegal association to civil proceedings

研究代表者

名津井 吉裕（NATSUI YOSHIHIRO）

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：10340499

研究成果の概要（和文）：民事訴訟法 29 条によると、法人でない団体（権利能力なき社団、民法上の組合）は民事訴訟の当事者になることができる（当事者能力がある）。この場合、当該団体は、民事訴訟の審判の対象である請求につき、自己の請求であると主張できるのか、それとも、当該訴訟の当事者ではない（つまり、他人である）構成員全員の権利義務にかかる請求の訴訟担当者であると主張すべきかが問題となる。前者の立場が伝統的な通説であるのに対し、後者は近時有力な見解である。本研究では、法人でない団体の当事者能力のみならず、その周辺の重要問題についても検討し、民事訴訟法 29 条の存在理由を説明する上では、伝統的な通説の方に利点があることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The Article 29 of Civil Procedure Code rule that nonlegal association are able to be a party to civil proceedings. In this sense nonlegal association can plead that a right is mine? But in the construction of Civil Code nonlegal association cannot be a body of the civil case. Recently there is a conflict of opinions in this point. This study demonstrate that the idea of nonlegal association to a party for suit accommodate to the meaning of the Article 29 of Civil Procedure Code.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：当事者能力、権利能力なき社団、固有の必要共同訴訟、当事者適格、訴訟担当

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟法（以下、民訴法という。）29条の意義については、権利能力なき社団のうち一定の要件を満たすものについて同条が適用され、その結果、法人格のない団体であっても、訴訟手続上は独立の主体として扱われるべき旨を定めた規定であるという理解が一般的であったと解される。ところが、最高裁平成6年5月31日第3小法廷判決民集48巻4号1065頁を契機として、民訴法29条を、法定訴訟担当を定めた規定とみる学説が登場するに至った（長井秀典「総有的所有権に基づく登記請求権」判タ650号（1988）18頁以下、坂田宏「当事者能力に関する一考察——非法人の当事者能力に関する議論を中心に」法学68巻1号（2004）1頁以下等）。この見解は、法人でない社団等の代表者が、訴訟担当者となって、社団等の構成員に実質的に帰属する権利・義務について、訴訟追行権限を有するというものであり、訴訟担当者の行った訴訟の結果は、原則として、有利・不利を問わず、構成員に帰属することを前提としている。しかし、代表者の行った訴訟追行の結果に判決当時（口頭弁論終結時）の社員が拘束される、という帰結は、構成員が多数存在し、その交代がしばしば生じるような社団組織の場合には、手続保障の機会のなかった社員にまで判決効が及んでしまい、不当ではないかという疑問が生じうる。

そこで、法定訴訟担当という法技術そのものについて、従来とは異なる角度からこの制度を把握する試みが現れている。すなわち、他人の財産を管理する法律関係においては、その権利関係が帰属する「帰属者」、財産の管理を委託された「受認者」、財産管理からの利益が帰属する「受益者」の三項図式で把握される信認関係を観念することができる。

代理構成は、典型的には、帰属者が受益者もかねる場合に採用されるものだが、他人の財産を管理する法律関係のうち、①受益者と帰属者が分離して受益者のために帰属者の管理処分権を弱める必要がある場合には、受認者（＝代理人）、帰属者兼受益者（＝本人）という代理構成を採用することは必ずしも妥当ではない。また、②帰属者（＝本人）を常に特定することが法律関係を錯綜させる場合には、代理構成において必然的に要請される帰属者（＝本人）の特定（顕名主義）を回避する必要がある。これらの場合には代理構成ではなく、訴訟当事者たる地位を受認者に変更する訴訟担当構成を採用する方が適当であり、この点に訴訟担当構成の独自の意義がある（山本克己「信認関係として見た法定訴訟担当」論叢154巻4＝5＝6号（2004）236頁以下参照）。論者は、直接には、権利能力なき社団を素材とした議論をしていないが、上記の考え方は、権利能力なき社団を信認関係とみた場合（いわゆる信託説）にも応用可能であると解される（社団の場合、法定訴訟担当になるだろう）。なお、判決効の主観的範囲の問題については、論者によって明示的に結論が留保されている。

ところで、当事者能力に関する従来の学説は、民法学が、権利能力なき社団について社団財産に対する社団構成員の持分権を否定しつつ使用収益権は認めるという法律構成（総有という。）を採用して、社団自身の法人格の否定を前提としてきた結果、民訴法29条についても、社団の実体法上の地位を、訴訟との関係でのみ修正するものと解されてきた。このような民訴法29条によって認められる当事者能力は、権利能力のない社団についてその実体法上の主体性に影響を与えない範囲の効果しか有しないのか、あるいはそれを

超えて、当該社団は権利能力のある社団（法人）の地位を獲得するに至るのかが、議論の対象となった。また同時に、民訴法 29 条を適用するための要件論も、もっぱら同条適用の効果をどのように解すべきかという問題との関連で議論されていたのである（名津井吉裕「民法上の組合の当事者能力について」『〔谷口安平先生古稀祝賀〕現代民事司法の諸相』（成文堂・2005）77 頁以下）。

近時の学説の登場によって生じた新たな対立軸は、民訴法 29 条を「法人格のない団体に対して手続法上の主体性を付与する規定」とみるのか、「団体代表者に訴訟担当権限を付与する規定」とみるのか、という点にある。筆者は、従来一般的な理解に従い、民訴法 29 条を前者によって捉えることを前提に、同条の母法となったドイツにおける規定の生成と展開を調査し、その後、民法上の組合を例にとって、同条の適用要件について考察を加えてきたものである。したがって、後者の可能性を説く近時の学説は、筆者の「当事者能力の基礎的研究」の根幹にかかわる重要な問題提起を含むものと判断し、その分析・検証を本研究の主たる課題とすることにした。

2. 研究の目的

民訴法 29 条は、法人でない社団等で代表者の定めのあるものに当事者能力を認める。この規定の解釈として、民法上は権利能力が認められない社団であっても、民訴法上は当事者能力を認めるものと解するのが一般的である。しかし、前述したように、近時は、民訴法 29 条を、代表者を訴訟担当者とする法定訴訟担当を認めた規定と解する学説が現れた。さらに、法定訴訟担当という法技術を信認関係として把握する試みも登場している。そこで、従来の当事者能力をめぐる議論とこれらの学説はどのような関係にたち、当

事者能力論にとってどのような意義を有するかを検討するのが本研究の主たる目的である。

3. 研究の方法

本研究の方法は、民訴法 29 条をめぐる上記学説の対立について、その沿革に立ち返り、両者の間にいかなる共通点および相違点があるかを調査する点にある。すなわち、日本法および 19 世紀ドイツ法において、権利能力を前提にしない当事者能力の観念が生成する背景には、法人格のない団体が現実に社会生活を営んでいる実態を重視し、それを梃子に訴訟手続上の主体性を認めるという考え方があった。これによれば、法人格のない団体の実体法上の主体性と、訴訟法上のそれとの間の分離現象を帰結する。団体の実体法上の主体性が否定される結果、団体財産の帰属主体をどこに求めるかが問題になるが、これは一般に「総有」ないし「合有」といった構成員の共同所有と理解されてきた。他方、前述した近時の学説の一部は、受認者と受益者の信認関係を基礎とする。英米法における信認関係は、主として代理・会社・組合において確立された衡平法上の法理であるが、日本法やドイツ法との比較で特徴的なのは、たとえば法人格のない組合（パートナーシップ）において信認関係が観念されるとき、組合財産の形式上の帰属主体は、現実に法人格を有する受認者とされる点である。このように、二つの異なる沿革をもつ法理は、団体財産の帰属主体を誰とするかの点で、根本的な違いとなって現れる。この相違点が、法人格のない団体の法主体性の考察にとって、どのような意味をもつか、そしてかかる考察の成果は、民訴法 29 条の解釈にどう影響するか、という角度から理論的考察を行うこととしている。

4. 研究成果

本研究は、法人でない団体（権利能力なき社団、民法上の組合等）に対し、民訴法 29 条を適用し、民事訴訟の当事者となることを認めることができるとしても、次にその当事者につき検討を要する当事者適格が、特定の請求が当該団体自身に帰属すると主張する固有適格（固有適格構成）であるのか、それとも、他人の権利・法律関係にかかる請求につき当該団体が訴訟担当者になることを意味する当事者適格（訴訟担当構成）であるのか、という点を主として問題としてきた。この問題の周辺には、法人でない団体の構成員全員にかかる権利・法律関係につき訴訟を提起する場合に関する判例法理として、固有必要的共同訴訟の規律が妥当するとされる一方、固有必要的共同訴訟である限り、その構成員の一部が提訴に同調しない場合には、当事者適格が否定され、提訴自体が困難になるという問題がある。かかる問題を回避する一手段として、民訴法 29 条の規律を捉える場合、訴訟担当構成は、基本的に、被担当者である構成員の利益に着目する方向の理論である限り、たとえ法定訴訟担当と解するにせよ、非同調者の提訴拒絶は、担当者たる団体の当事者適格に否定的に作用するおそれがある。他方、固有適格構成においては、民訴法 29 条の適用が、事件限りで、請求につき団体自身を帰属者とする判決を可能とする立法的決断を背景としたものと解する余地がある限りで、訴訟担当構成よりも説明が容易な面がある。たしかに、団体による提訴に際し、多数決原理による提訴権限の正当化が可能かどうかの問題は残るが、民訴法 29 条の存在意義を発揮する理論構成としては、固有適格構成の方が優れている面があると解

し得る。

もつとも、民事実体法秩序における財産権の帰属形式として、法人でない団体の財産は、団体自身に帰属するとの構成は難しく、それ故、社団にあつては総有、組合にあつては合有と解されるところである。民訴法 29 条の適用要件として、団体財団の存在を掲げる場合、これらの財産帰属形式を前提とする限り、訴訟担当構成による説明の方が、より一貫するとの見方もある。そこで、法人でない団体に対し民訴法 29 の当事者能力を認めるために、団体固有の財産（財産的独立性）が必要かどうか、が注目される。最高裁平成 14 年 6 月 7 日判決民集 56 卷 5 号 899 頁は、これを不要としたかのように分析されているが、筆者のみたところ、そのように解すべき根拠は必ずしも十分ではない。しかし他方で、固有財産は必要と断定する論拠を示すことも難しい。現状では、不要説・必要説を裏付ける理論的な決め手がともに見出せないのが現状と思われる。本研究の締めくくりとして、この課題にも取り組んだが、その成果を纏めた論文は、現在、民商法雑誌に投稿中である。その内容を踏まえれば、団体財産の帰属形式によって、訴訟担当構成と固有適格構成の優劣を決することは困難と考えられ、その意味で決め手にはならない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

①名津井吉裕「法人でない社団の当事者能力における財産的独立性」民商法雑誌（投稿中・掲載決定）〔査読：有〕

②名津井吉裕「固有必要的共同訴訟たる相続権不存在確認訴訟と不利益変更禁止の原則」法学セミナー増刊・速報判例解説 7 号（2010）149～152 頁〔査読：有〕

③名津井吉裕「民法上の組合の当事者能力」別冊ジュリスト 201 号・民事訴訟法判例百選〔第 4 版〕(2010) 24～25 頁〔査読：無〕

④名津井吉裕「権利能力なき社団の財産である不動産に対する金銭執行と承継執行文」法学教室別冊付録・判例セレクト 2009〔II〕・法学教室 354 号(2009) 32 頁〔査読：無〕

⑤名津井吉裕「権利能力なき社団を債務者とする金銭債権の債務名義に基づき、当該社団の資産である不動産に対し強制執行するために、当該不動産の登記名義を有する第三者を債務者とする執行文付与を求めることの可否(消極)」法学セミナー増刊・速報判例解説 5 号(2009) 145～148 頁〔査読：有〕

⑥名津井吉裕「入会権確認請求の提訴に同調しない者を被告に回して提訴することの可否(積極)」法学セミナー増刊・速報判例解説 4 号(2009) 127～130 頁〔査読：有〕

⑦名津井吉裕「法人でない団体の当事者適格の訴訟担当構成について」民事訴訟雑誌 55 号(2009) 202～208 頁〔査読：無〕

〔学会発表〕(計 1 件)

① 学会報告

学会：日本民事訴訟法学会(第 78 回大会)

場所：大阪市立大学(杉本キャンパス)

報告年月日：2008 年 5 月 18 日(日)

テーマ：「法人でない団体の当事者適格の訴訟担当構成について」

報告者：名津井吉裕

(以上につき、「学会雑報」民事訴訟雑誌 55 号(2009) 245～247 頁)

〔図書〕(計 1 件)

① 長谷部由起子=山本弘=笠井正俊編著『基礎演習 民事訴訟法』(2010) 1～12 頁所収・「第 1 章訴訟要件 1 当事者能力」(執筆担当：名津井吉裕)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

名津井 吉裕 (NATSUI YOSHIHIRO)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：10340499